

日本法人の株式および財産に対する韓国側の処理の概要

33  
5  
28

大 陸 省

株式の株主名および持高を記載した証書の交付を受け  
た法人は直ちに株主名簿から当該株主名義の記載を抹  
消し、軍政府名義を記載するとともに

(四) 新証券を発行して在鮮米軍政府に交付しなければなら  
ないこと。

および

(四) 全株式が vest された場合には、その株式会社は

Separate legal entity として存続すること

と。

が定められている。

(この Ordinance による処置が、第百九条

に該当するかどうか、やや疑問があるが、在鮮米

軍政府の認可をへていることから考えて、同項の

disposition made pursuant to diurectives of the

United State Military Government

に形式的には該当すると見られる。) )

5 在鮮米軍政府に vest された日本財産が、1943年

8月15日の韓国政府の独立宣言、翌日に同年9月

12日調印された米韓移転協定に基づいて、類別として無

償で韓国政府に譲渡されることとなった。

## 大蔵省

株式の少数が vest されたに止まるが、軍政府が、  
企業経営権を行使するもの。

### (4) Vested Property of Japanese Companies

日本会社の財産の一部を接収し、これを企業として  
運営しているもの。

なお、旧東洋殖産株式会社等の在鮮資産は在鮮米軍  
政府により vest され、1 億円の対価を以て、1946  
年5月7日設立された新韓株式会社に現物出資された。

(1946年5月7日 Ordinance No. 185)

3. 1947年3月24日付「法令第33号により軍政府  
に帰属した小事業機関処分に関する件」によれば、1945  
年6月現在の帳簿価格が100万円未満の事業機関につ  
いては個別の認可認定を経て、時価で、相当な対価あり  
朝鮮人に確定的に売却されるべきことが定められている。

4. 1948年4月24日、朝鮮臨時政府が在鮮米軍政府  
長官の approval を得て発した法令「vest された  
法人の簡易還付手続」(Ordinance No. 185) により、

(4) "Vesting Decree" により軍政府に vest された

は日本国民の所有に係る株式又はその他の企業に関する利益 (Stock or other ownership interest therein) は、在鮮米軍政府に vest されたが、これらの法人の資産に対する権原は依然当該法人にあるとの解釈がとられてゐる。(第5項)

もつとも、南鮮地域外に本店を有する日本法人の在鮮資産については、株式の存在とは関係なく、Vesting Decree によつて、その title は米軍政府に vest される。

上記法令は、Vesting Decree の関係において、日本企業をつぎの3種に分出し、それぞれ vest の時にかかる債権 receivables の範囲内で債務 debt unpaid の弁済を行うことを命じてゐる。(未払金をもつて未払金の弁済に不足するとみられるときは、軍政府長官の許可を免で、1945年9月21日以降発生した債務に対し優先的に弁済することが出来る。)

#### (i) Vested Companies

株式の全部又は多数が在鮮米軍政府に vest されたものの

#### (ii) Requisitioned Companies

# 秘密指定解除

公文書監理室



## 日本法人の株式および財産に対する韓国側の 処理の概要

(附 33.5.18)

### 1 "Vesting Decree" による処理

1945年12月8日の "Vesting Decree" (Ordinance, 第35号) によつて、1945年8月9日以前現在又はそれ以降日本国又は国民(法人を含む。)が直接又は間接に全部又は一部を所有又は管理した一切の財産は、種類又は様式のいかんを問はず、在鮮米軍政府の **jurisdiction** 内にある限り、1945年9月25日付で、在鮮米軍政府によつて **vest** し、かつ **own** するものとされた。

日本国又は国民の所有に係る在鮮本社法人の株式も "**Securities**" 又は "**any other property**" に該当するものとして **vest** の対象とされた。

**vest** された株式は、在鮮米軍政府の **Property Custodian** の管理(又は軍政府の認可した取り扱めに基づく管理)下におかれる(1945.12.14 管財令第8号)。

### 2 1946年4月27日付米軍政府局長官指令 TFMG 386.2

によれば、**Vesting Decree** によつて、日本国又は